

マージン率等の情報提供

有限会社 ハウスペインター

対象期間：令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日

標記については、労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務づけられているものです。

当事業所における昨年度実績につて、情報を提供いたします。

- | | | |
|---|---|------------|
| 1 | 派遣労働者の数 | 0 名（1 日平均） |
| 2 | 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数 | 0 事業所 |
| 3 | 労働者派遣に関する料金の平均額 | 0 円 |
| 4 | 派遣労働者の賃金の額の平均額 | 0 円 |
| 5 | 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額で除して得た割合（マージン率） | 0% |

上記マージン率の中には、法定福利（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）の当社負担分、福利厚生にかかる費用が含まれています。

- 6 派遣労働者の待遇の決定方法
労使協定締結なし

7 教育訓練に関する事項

- | | |
|--------------|--|
| ① 教育訓練 | カンター技能にかかる基礎知識
エアレス技能にかかる基礎知識（機械の取扱い） |
| ② 対象者 | 派遣労働者 |
| ③ 実施人員 | 0 名 |
| ④ 方法及び給与の支給 | OJT 有給 |
| ⑤ 実施主体 | 派遣元事業主 |
| ⑥ 実施期間 | 1 日間 |
| ⑦ 派遣労働者の費用負担 | 無 |

- 8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項